

鈴鹿市上下水道局告示第 5 号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、鈴鹿市上下水道局営業課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 15 日

鈴鹿市上下水道事業管理者 森 健 成

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和 6 年 3 月 31 日

2 下水を排除し、及び処理する区域

庄野町字上野、庄野東一丁目、庄野共進一丁目、庄野羽山二丁目、庄野羽山四丁目、平田一丁目、平田二丁目、平田新町、平田本町一丁目、平田本町二丁目、稲生町字池之下、野町字西山、稲生こがね園、稲生塩屋一丁目、野町南一丁目、三日市町字土場、池田町字神田、西玉垣町字土間瀬、南玉垣町字玉垣、南玉垣町字一色、南玉垣町字新町、桜島町三丁目、桜島町四丁目、末広北三丁目、末広南三丁目、末広西、神戸六丁目、東磯山二丁目及び磯山二丁目の各一部

3 供用を開始する排水施設の位置

鈴鹿市上下水道局営業課で縦覧に供する関係図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

5 終末処理場の位置及び名称

四日市市楠町北五味塚 1085 番地の 18

北勢沿岸流域下水道南部浄化センター